

運営指導の実施について（周知事項）

1. 運営指導は、障害者総合支援法第 10 条第 1 項又は児童福祉法第 24 条の 34 第 1 項の規定に基づき、事業者のより良いサービス提供のために実施するもので、監査とは異なります。

ただし、運営指導中に指定基準違反等に該当する、もしくはその疑いがあると認められる場合や、給付費の請求について不正もしくは著しく不当に疑いが生じた場合は、同法第 48 条、51 条の 27～29、または児童福祉法第 24 条の 35～36 の規定に基づく「監査」に移行することがありますので、ご理解ください。

2. 今回実施する運営指導は、原則として「令和 8 年度」を対象として実施することを考えていますので、事前提出書類及び当日準備書類一覧に基づき、必要書類をご準備くださいますようお願いいたします。

なお、状況によってはそれ以外の年度についても確認する場合がありますので、基準省令（記録の整備）に基づき適切に書類を保存するようお願いいたします。

3. 運営指導は、関係帳票等の確認を主として実施しますが、管理者・相談支援専門員等の職員の方へのヒアリングや関係帳票等の確認を行う内容もありますので、関係者の方のご出席にご配慮くださいますようお願いいたします。

なお、運営指導実施時間のすべてにおいて出席する必要はなく、必要に応じて呼び立てさせていただきます。

4. 運営指導の実施予定時間は、原則として 2 時間を予定していますが、予定時間を超過することがありますのでご了承ください。

なお、時間の都合上、重要な項目について確認を行いますが、仮に今回又は以前の運営指導において、指摘・指導を受けなかった項目であっても、後に法令違反等が発覚した場合は、指導や監査及び処分の対象となることがありますのでご注意ください。

5. 状況によって、必要書類のコピーを依頼することがありますので、その際はご協力をお願いします。

6. 必要に応じ、事業所内の見回りを行うことがありますので、その際は、どなたかご同行いただき説明いただくなどご対応をお願いします。

7. 運営指導にて確認した内容については、最後に講評いたします。講評に当たっては、市職員のみで内容調整を行う場合がありますので、その際は、一度部屋からご退出いただくなどご協力をお願いいたします。

なお、正式な結果通知については、おおむね 2 か月以内をめどに通知文を送付させていただきますので、ご確認ください。